

答申第101号
平成28年7月21日
(諮問公第116号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成26年10月23日付けで、「川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会」アンケート（第1回～第5回）の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成26年12月19日付け原安第102号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成27年2月3日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

アンケートにおける「自由意見」及び「欄外コメント」の開示をすることを求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 条例第7条第1号に該当するため不開示とあるが、県は、1,937枚のアンケートのうち、「自由意見」及び「欄外コメント」が記載された1,008枚すべてを黒く塗りつぶした状態で開示をした。（一部、記述欄に「特になし」と書かれたものは開示されていた。）「自由意見」及び「欄外コメント」のすべてに個人が特定される情報が書かれているとは考えられない。

イ 条例第8条には「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とある。「自由意見」及び「欄外コメント」に個人が特定される情報が記載されていたとしても、該当する箇所を塗りつぶして開示するべきである。

ウ 条例第7条第6号に該当するということであるが、アンケートの「自由意見」及び

「欄外コメント」以外の箇所は開示されているわけである。その時点で「自由意見」及び「欄外コメント」は条例第7条第6号に該当していないことが分かる。

エ 川内原発1, 2号機の再稼働問題は、現在鹿児島県が抱えるもっとも重要な課題であり、全国的な問題である。

2014年11月7日に、鹿児島県知事は川内原発の再稼働に同意を表明したが、住民説明会のアンケートはその根拠のひとつとなっている。

アンケートの「自由意見」及び「欄外コメント」が開示となっていないことは、県政への県民の不信を招くこととなる。

県は「自由意見」及び「欄外コメント」に書かれた意見を集約して発表する方針であると聞くが、公開されることのない情報源を県が編集したものを見ても、県民は信頼することができない。

今後川内原発の再稼働がされるにしろ、されないにしろ、県政における最重要課題において、決定経過は開かれた状態でなければ、後々遺恨を残すことになる。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会「アンケート用紙（第1回～第5回）」

(2) 一部開示決定の理由

ア 「個人の氏名」

㊦ 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 「自由意見」及び「欄外コメント」

㊦ 条例第7条第1号（個人に関する情報）に該当

a 当該情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

異議申立人は「自由意見」及び「欄外コメント」の全てに個人が特定される情報が書かれているとは考えられないと主張するが、「自由意見」及び「欄外コメント」部分に記載された情報は、回答者個人の思想が多く含まれており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第1号に該当するとして不開示としたものである。

また、異議申立人は、条例第8条第1項で「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」と規定されていることから、「自由意見」及び「欄外コメント」に個人が特定される情報が記載されていたとしても、該当する箇所を塗りつぶして開示するべきであると主張する。

しかしながら、「自由意見」及び「欄外コメント」部分は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」であるため、ひとまとまりの不開示情報に該当し、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、部分開示はできない。

b 川内原発の再稼働問題は、意見が相違することによる人間関係の悪化など、地元住民にとっては、非常にセンシティブな問題である。

そのため、再稼働の賛否に関する意見はもちろんのこと、説明会の運営に関する意見についても、再稼働に賛成であれば説明会の運営にも肯定的に、反対であれば否定的になる傾向があると考えられることから、説明会の運営に関する意見についても、開示することにより、個人の思想が公になるおそれがあるため、不開示とした。

(イ) 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）に該当

a 当該情報は、公にすることにより、アンケート事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示である。

異議申立人は、「自由意見」及び「欄外コメント」以外の箇所は開示されているわけであるから、その時点で「自由意見」及び「欄外コメント」は第7条第6号に該当していないことが分かると主張する。

しかしながら、アンケート調査については、回答者はその結果が公表されないことを前提に回答したものであり、「自由意見」及び「欄外コメント」には、回答者個人の思想が含まれていることから、その内容を公にすることにより、回答者は自分の意見を公表されることを危惧し、今後アンケート調査への協力を躊躇することによって、率直な意見が記載できなくなるなどの事態が生じるおそれがある。そのため、公にすることにより、当該アンケート事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから不開示としたものであるが、「自由意見」及び「欄外コメント」以外の部分は、選択式の回答部分にすぎないことから、条例第7条第6号には該当しないため開示したところである。

b 自分の意見が公表されることを望む回答者がいることは理解できるが、一方で

は、公表されることに対する不快感や、筆跡等から特定の個人を識別されるのではないかとの不安感を持ち、公表を望まない回答者もいると考えられる。

自由意見の内容から、公表を望む回答者なのか、望まない回答者なのかを判断することは困難であり、公表を望まない回答者の自由意見を公表した場合、今後のアンケート調査への協力が得られなくなるおそれがあることから、不開示としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年2月13日	諮問を受けた。
3月19日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月24日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成28年2月17日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
4月27日	諮問の審議を行った。
5月20日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
6月17日	諮問の審議を行った。
7月20日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件処分に係る対象公文書として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

本件対象公文書の内容は、「アンケート回答者の居住地、性別、年代」、「説明会を知ったきっかけ」、「説明会で理解できなかった項目」及び「説明会に参加した感想」について複数の選択肢から回答させる設問部分と「自由意見」の記載欄で構成されている。

また、回答者の氏名の記載欄はないが、回答者自ら「個人の氏名」を記載しているもの、「自由意見」の記載欄外に「欄外コメント」を記載しているものもある。

実施機関は、「個人の氏名」を条例第7条第1号、「自由意見」及び「欄外コメント」を条例第7条第1号及び第6号に規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

上記2(2)のとおり、異議申立人は本件処分の一部を取り消し、「自由意見」及び「欄外コメント」の開示を求めるものであることから、「自由意見」及び「欄外コメント」が実施機関の主張する条例第7条第1号及び第6号の不開示情報に該当するかどうかについて検討する。

イ 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性について

（ケ） 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ

当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定している。

（イ） 「自由意見」及び「欄外コメント」の条例第7条第1号該当性

「自由意見」及び「欄外コメント」について、実施機関は、回答者個人の思想が多く含まれており、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第1号に該当するとして不開示としたとしている。

しかし、「自由意見」及び「欄外コメント」は、自筆で書かれたものであることから、公にすることで、筆跡や記載内容と、開示されている居住地、性別、年代等の情報により、日頃から回答者の筆跡を見る機会のある者等の一定の範囲の者が回答者である特定の個人を識別しうる可能性があると考えられる。

よって、「自由意見」及び「欄外コメント」は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第1号本文の不開示情報に該当する。

また、同号ただし書アに該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、「自由意見」及び「欄外コメント」は、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、結果として、実施機関が条例第7条第1号に該当するとして不開示とした点は妥当である。

ウ 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性について

（ケ） 条例第7条第6号

条例第7条第6号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事

務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。

(イ) 「自由意見」及び「欄外コメント」の条例第7条第6号該当性

対象公文書は、実施機関が川内原子力発電所に係る新規規制基準適合性審査結果に関する説明会を実施するに当たり、説明内容について説明会参加者の理解が得られたか把握することを目的としたアンケート調査である。

よって、対象公文書は、条例第7条第6号の「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは明らかである。

審査会において、「自由意見」及び「欄外コメント」の記載内容を見分したところ、その内容は、川内原子力発電所の再稼働の賛否や新規規制基準適合性審査内容に関する意見、原子力発電所の立地する自治体に居住する不安、日本の発展のために原子力発電を活用すべき等という回答者の率直な意見や感想が具体的に記載されていた。

「自由意見」及び「欄外コメント」については、公にされることに抵抗を感じない回答者が存在する一方で、記載内容や筆跡と、開示されている居住地、性別、年代等の情報により、特定の個人が識別されてしまうのではないかと不安から、公にされることを望まない回答者も存在するものと考えられる。

「自由意見」及び「欄外コメント」を公にすることで、公にされることを望まない回答者が、今後のアンケート調査への協力を躊躇し、率直な意見を記載しなくなることにより、アンケート調査が回答者の意見を正確に反映しなくなり、結果として、アンケート調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、「自由意見」及び「欄外コメント」について、条例第7条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。